

天理市公告第46号

大和都市計画天理市流域関連公共下水道を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月25日

天理市長 並河 健

- 1, 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画天理市流域関連公共下水道
- 2, 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市
森本町・蔵之庄町・櫛本町・南六条町・喜殿町・上総町・小路町・稲葉町・
岩室町・杣之内町・三昧田町・乙木町・佐保庄町・園原町・兵庫町・
萱生町・成願寺町・長柄町・新泉町・海知町・岸田町・檜垣町・柳本町・
備前町
- 3, 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局下水道課
- 4, 縦覧期間
令和6年10月25日（金）～令和6年11月7日（木）
- 5, 意見書の提出要領
この都市計画案について、意見書を提出しようとする者は本案について意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書1通を天理市長宛として令和6年11月7日（木）までに上下水道局下水道課へ提出して下さい。